

# 令和6年度 福島市社会福祉審議会

## 第2回全体会

### 各専門分科会 活動報告書

①民生委員審査専門分科会 … P 1

②地域福祉専門分科会 … P 3

③障がい者福祉専門分科会 … P 5

④高齢者福祉専門分科会 … P 6

⑤児童福祉専門分科会 … P 7

令和6年度 福島市社会福祉審議会 民生委員審査専門分科会活動報告書

分科会名	民生委員審査専門分科会
担当課名	共生社会推進課

【分科会開催内容】

開催日	出席委員数 ／総委員数 ※書面開催の 場合は資料送 付委員数	書面開催 ※書面開催 の場合は○ を記入	活動内容
R6.8.30	4/5		【内容】 民生委員・児童委員候補者1名の適否について審査
			【結果】 適任であると答申

【次年度の開催予定】

開催予定月	開催内容（予定）
令和7年8月頃	一斉改選にかかる民生委員・児童委員候補者の適否について
随時	民生委員・児童委員の欠員補充に伴う民生委員・児童委員候補者の適否について

【特記事項】

<p>【民生委員・児童委員 充足率】                  市 97.1% (R7.2.10現在)                  ○定数 594人 ○委嘱数 577人                  国 93.7%                  ○定数 240,547人 ○委嘱数 225,356人                  【一斉改選】                  令和7年12月に民生委員・児童委員の任期満了に伴う一斉改選を予定している。</p>
---

## 方部ごとの民生児童委員定数及び委嘱状況 (R7.2.10)

民生委員協議会	民生児童委員定数	主任児童委員定数	民生児童委員実数	主任児童委員実数	民生児童委員欠員	主任児童委員欠員	地 域
第 一	11	2	11	1		1	大町・中町・置賜町・栄町・早稲町・上町・杉妻町・本町・北町・舟場町・荒町及び五月町
第 二	18	2	18	2			新町・宮町・仲間町・新浜町・松木町・浜田町・五老内町・北五老内町・豊田町・上浜町・花園町・腰浜町・桜木町の一部・霞町の一部
第 三	20	2	16	1	4	1	東浜町・堀河町・八島町・松浪町・入江町・旭町・山下町・春日町・五十辺・霞町(第二方部所属の区域を除く)・松山町・桜木町(第二方部所属の区域を除く)
第 四	15	2	15	2			御山町・森合町・曾根田町・天神町・宮下町・万世町・陣場町・信夫山
第 五	7	2	7	2			清明町・御倉町・柳町・矢剣町・南町
第 六	24	2	24	1		1	太田町・三河南町・三河北町・須川町・野田町(谷地・上谷地・高野・上高野を除く)・東中央一丁目・南中央一丁目の一部・南中央四丁目の一部
渡 利	28	2	28	2			渡利・小倉寺・南向台
杉 妻	21	2	21	2			郷野目・鳥谷野・太平寺・黒岩・伏拝
蓬 萊	20	2	20	2			蓬萊町・田沢・清水町
清 水	58	3	56	3	2		森合・泉・御山・南沢又・北沢又・野田町の一部(谷地・上谷地・高野・上高野)
東 部	19	2	18	2	1		岡部・山口・岡島・本内の一部・鎌田の一部
鎌 田	17	2	16	2	1		本内・丸子・鎌田
瀬 上	12	2	12	2			瀬上町
余 目	21	2	21	2			宮代・下飯坂・沖高・北矢野目・南矢野目
笹 谷	19	2	19	2			笹谷
大 笹 生	7	2	5	2	2		大笹生(中沢・中沢西・中道・釜平を除く)
吉 井 田	17	2	17	2			方木田・吉倉・八木田・仁井田
西	15	2	15	2			佐倉下・上名倉・佐原・荒井
土 湯	3	2	3	1		1	土湯温泉町
大 波	4	2	4	2			大波
立 子 山	6	2	6	1		1	立子山
飯 坂	56	3	55	3	1		飯坂町・湯野・中野・平野・東湯野・茂庭・大笹生の一部(中沢・中沢西・中道・釜平)
松 川	28	2	28	2			松川町・関谷・浅川・金沢・水原・沼袋・下川崎・光ヶ丘
信 夫	39	2	38	2	1		永井川・大森・成川・下鳥渡・上鳥渡・山田・小田・平石
吾 妻	39	2	39	2			八島田・笹木野・上野寺・下野寺・町庭坂・在庭坂・二子塚・桜本・李平・庄野・土船・東中央・西中央・南中央・北中央
飯 野	16	2	16	2			飯野町・飯野町青木・飯野町大久保及び飯野町明治
計	540	54	528	49	12	5	

定数 594

実数 577

欠員 17

令和6年度 福島市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会活動報告書

分科会名	地域福祉専門分科会
担当課名	共生社会推進課

【分科会開催内容】

開催日	出席委員数 ／総委員数	書面開催	活動内容
R6.5.31	8/9		<p>【協議内容】</p> <p>(1)福島市地域福祉計画2026策定の概要について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的、計画期間、策定スケジュール、組織、計画の位置づけ等</li> </ul> <p>【協議結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年度～12年度を計画期間とする次期地域福祉計画の概要について協議を行い、承認を得る。</li> </ul>
R6.7.29	8/10		<p>【協議内容】</p> <p>(1)福島市地域福祉計画2026の位置づけ(イメージ)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉計画(地域福祉分野)と「生活関連分野及び地域福祉活動計画2026」との整合連携。</li> </ul> <p>(2)福島市地域福祉計画2026の方向性(イメージ)について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①各分野の共通課題</li> <li>②重要視点(自助・共助・公助)</li> <li>③重点的行動指針(たたき台) <ul style="list-style-type: none"> <li>・“やさしい”情報伝達とデジタル社会への対応力強化</li> <li>・地域で活躍する担い手(人材)の強化</li> <li>・誰にとっても安全で安心できるい地域の暮らしの実現</li> </ul> </li> </ol> <p>(3)市民アンケート(案)について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①市民アンケートの概要(目的、対象、調査数、調査期間等)</li> <li>②福島市地域福祉計画2026で必要とする統計データ・調査項目等</li> <li>③福島市地域福祉計画2026 市民アンケート設問(案)</li> </ol> <p>【協議結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置づけ及び方向性(イメージ)に対する様々な意見交換が行われたが、10月に実施する市民アンケートの結果を元に再検討を図っていく。</li> <li>・市民アンケート(案)を基に各委員より「意見書」を提出してもらい内容を決定していく。</li> </ul>
R6.11.8	9/10		<p>【協議内容】※地域福祉計画2021の中間評価</p> <p>各委員より協議資料を確認した上での「意見書」を提出してもらい、その意見に対する各課からの回答を基に協議を行った。</p> <p>(1)福島市地域福祉計画2021の推進について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①現計画(計画期間：令和3～7年度)について <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域共生社会の実現と地域福祉の推進を目的に、社会福祉法に基づき策定(※令和6年度より次期計画の策定作業開始)</li> </ul> </li> <li>②計画の位置づけについて <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康福祉部門の最上位計画で、各福祉分野の個別計画や社会福祉協議会策定の地域福祉活動計画等と連携し具体的施策を展開</li> </ul> </li> <li>③計画の推進体制について <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内組織や当分科会において、進行管理・点検・評価を実施</li> </ul> </li> </ol> <p>(2)福島市地域福祉計画2021の進行管理及び中間評価等について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①進行管理について <ul style="list-style-type: none"> <li>・各年度 評価指標に基づく前年度の進行状況確認と簡易評価</li> <li>・令和6年度 中間評価、次期計画策定(アンケート調査等)</li> <li>・令和7年度 次期計画策定</li> </ul> </li> <li>②評価指標について <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価指標に基づき令和4年度の進行状況確認と簡易評価実施</li> </ul> </li> <li>③評価方法及び評価結果について(案) <ul style="list-style-type: none"> <li>評価方法：市総合計画の方法に準拠。中間(目標)値及び目標値に対する達成率をA～Dの評価区分で可視化</li> <li>評価結果：本計画が短期計画のため次期計画へフォローアップ</li> </ul> </li> </ol> <p>(3)福島市地域福祉計画2021の重点事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画の重点事業について各担当課より状況を報告</li> </ul> <p>【協議結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画における簡易的な評価手法の導入と、評価結果の次期計画への反映について協議し承認を得た。</li> <li>・令和5年度の個別事業及び重点事業の実施状況と評価結果を報告</li> <li>・各委員より福祉事業全般について意見・提案等を聴取した。</li> </ul>

R7.1.31	10/10	【協議内容】 (1)福島市地域福祉計画2026 市民アンケート調査の結果について (2)福島市地域福祉計画2026「骨子(案)」について
		【協議結果】 ・骨子(案)に対する様々な意見交換が行われ、次回分科会において修正案を協議することとした。
R7.2.28	8/10	【協議内容】 (1)福島市地域福祉計画2026「骨子」について
		【協議結果】 ・前回分科会での意見、庁内各部局からの意見集約等も踏まえ、修正案についての協議を行った。 ・内容については、概ね了解を得られたが、今後原案を作成する上で、具体性を出していく必要がある。

【次年度の開催予定】

開催予定月	開催内容（予定）
未定 (年5回程度 開催予定)	・福島市地域福祉計画2021の令和6年度評価 ・福島市地域福祉計画2026の「素案」について ・福島市地域福祉計画2026の「パブリックコメント」について 等

【特記事項】

--

令和6年度 福島市社会福祉審議会 障がい者福祉専門分科会活動報告書

分科会名	障がい者福祉専門分科会
担当課名	障がい福祉課

【分科会開催内容】

開催日	出席委員数 ／総委員数 ※書面開催の 場合は資料送 付委員数	書面開催 ※書面開催 の場合は○ を記入	活動内容
R6.5.24	13/15		<p>【主な協議内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度福島市いきいき共生推進委員会活動計画（案）について</li> <li>・令和6年度福島市いきいき共生推進委員会専門部会の活動計画（案）について</li> <li>・障がいのある人もない人も共にいきいきと暮らせる福島市づくり条例に関する関係事業について</li> <li>・第3次福島市障がい者計画及び第7期福島市障がい福祉計画・第3期福島市障がい児福祉計画の策定について</li> <li>・計画相談支援推進事業・福島市地域生活支援ネットワーク事業について</li> <li>・個別避難支援プランの策定状況について</li> <li>・障害者差別解消法改正に伴う取り組みについて</li> <li>・障害者相談支援事業について</li> </ul> <p>【結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度福島市いきいき共生推進委員会活動計画（案）についてほか、協議事項について承認を得る。</li> <li>・第3次福島市障がい者計画及び第7期福島市障がい福祉計画・第3期福島市障がい児福祉計画の策定についてほか、報告事項について報告を行う。</li> </ul>
R6.10.31	12/15		<p>【主な協議内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援事業等の評価について</li> <li>・児童発達支援センター（福島市こども発達支援センター）の事業内容</li> <li>・令和6年度福島市いきいき共生推進委員会定例会・専門部会の活動報告について</li> <li>・新福島市障がい者計画及び第6期福島市障がい福祉計画・第2期福島市障がい児福祉計画の報告について</li> <li>・計画相談支援推進事業・福島市地域生活支援ネットワーク事業について</li> <li>・個別避難支援プランの策定状況について</li> </ul> <p>【結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援事業等の評価についてほか、協議事項について承認を得る。</li> <li>・令和6年度福島市いきいき共生推進委員会定例会・専門部会の活動報告についてほか、報告事項について報告を行う。</li> </ul>
R7.2.19	11/15		<p>【主な協議内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度障がいのある人もない人も共にいきいきと暮らせる福島市づくり条例施策の実施状況について</li> <li>・令和6年度福島市いきいき共生推進委員会定例会・専門部会の活動報告について</li> <li>・計画相談支援推進事業・福島市地域生活支援ネットワーク事業について</li> <li>・個別避難支援プランの策定状況について</li> </ul> <p>【結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度障がいのある人もない人も共にいきいきと暮らせる福島市づくり条例施策の実施状況についてほか、報告事項について報告を行う。</li> </ul>

【次年度の開催予定】

開催予定月	開催内容（予定）
未定 (年間3回開催予定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間活動計画及び各専門分科会の活動内容について</li> <li>・今期障がい者計画及び、障がい者福祉計画・障がい児福祉計画の実施状況について</li> </ul>

【特記事項】

--

## 令和6年度 福島市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会活動報告書

分科会名	高齢者福祉専門分科会
担当課名	長寿福祉課

### 【分科会開催内容】

開催日	出席委員数 ／総委員数 ※書面開催の 場合は資料送 付委員数	書面開催 ※書面開催 の場合は○ を記入	活動内容
R6.10.28	7/9		<p>【内容】 福島市高齢者福祉計画・福島市介護保険事業計画2021の実施状況について・計画期間3年間の総括</p> <p>【結果】 ・高齢者福祉計画・介護保険事業計画2021の実施状況について委員へ報告</p>

### 【次年度の開催予定】

開催予定月	開催内容（予定）
未定	福島市高齢者いきいきプラン2024の進捗状況、評価

### 【特記事項】

令和6年度 福島市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会活動報告書

分科会名	児童福祉専門分科会
担当課名	こども政策課

【分科会開催内容】

開催日	出席委員数 ／ 総委員数 ※書面開催の 場合は資料送 付委員数	書面開催 ※書面開催 の場合は○ を記入	活動内容
R6.5.20	13/17		<p>【内容】</p> <p>(1) (仮称) 福島市子ども計画の策定に係るアンケート調査項目について</p> <p>(2) 保育施設の待機児童数について</p> <p>(3) 福島「市立幼児教育・保育施設再編成 個別施設方針」について</p> <p>(4) 条例改正について</p> <p>【結果】</p> <p>(1) アンケート調査項目について協議し承認を得る。</p> <p>(2)～(4) について説明・報告</p>
R6.7.29	12/17		<p>【内容】</p> <p>(1) 「福島市子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況について (令和5年度)</p> <p>(2) (仮称) 福島市子ども計画に係るアンケート調査結果について (速報値)</p> <p>(3) 放課後児童クラブの待機児童数について</p> <p>(4) 放課後児童クラブの増設等について</p> <p>(5) 条例改正について</p> <p>【結果】</p> <p>(1) 「福島市子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況について協議し承認を得る。</p> <p>(2)～(5) について説明・報告</p>
R6.8.28	12/17		<p>【内容】</p> <p>(1) (仮称) 福島市子ども計画骨子(案)について</p> <p>(2) (仮称) 福島市子ども計画に係るアンケート調査結果について</p> <p>【結果】</p> <p>(1) 計画骨子(案)について協議し承認を得る。</p> <p>(2) について報告</p>
R6.10.30	13/17		<p>【内容】</p> <p>(1) (仮称) 福島市子ども計画素案について</p> <p>【結果】</p> <p>(1) について説明・協議を行う。</p>
R6.11.27	12/17		<p>【内容】</p> <p>(1) 福島市子ども計画素案に対する意見について</p> <p>(2) 福島市子ども計画素案について(修正)</p> <p>【結果】</p> <p>(1) について、委員からの意見書に対する回答・報告を行う。</p> <p>(2) について、承認を得る。</p>
R7.3.25	(予定)		<p>【内容】</p> <p>(1) 令和7年度 教育・保育施設等の利用定員設定について</p> <p>(2) 福島市子ども計画について</p>

【次年度の開催予定】

開催予定月	開催内容(予定)
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について</li> <li>・待機児童数について</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年度の保育施設等の利用定員について</li> </ul>

【特記事項】

--

第1章 計画策定にあたって

1-1 計画策定の背景と趣旨

- 【国の動向】**
- ①平成22年4月 「子ども・若者育成支援推進法」の施行
  - ②平成27年4月 「子ども・子育て支援新制度」の施行（市町村は5年ごとに計画を策定）
  - ③令和 5年4月 「子ども基本法」の施行、「子ども未来戦略」が閣議決定

**【市の取組】**

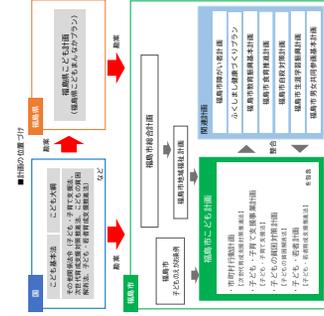
- ①平成17年4月 「福島市青少年プラン」を策定
- ②平成27年4月 「福島市子ども・子育て支援事業計画」を策定
- ③令和 2年4月 「子ども・子育て新ステッププラン（第2期福島市子ども・子育て支援事業計画）」を策定
- ④令和 3年6月 「福島市子どものえがおお条例」の制定・施行

このような状況のなか、令和6年度をもって「子ども・子育て新ステッププラン」の計画期間が終了となることから、「福島市子どものえがおお条例」に基づき、子ども・若者が健やかに成長し、結婚・妊娠・出産の希望がない、子育てに喜びを感じる事ができるような支援や取組を推進していくとともに、子どもの貧困対策や若者支援などの課題に総合的に対応する方針等を示す計画として策定する。

1-2 計画の位置づけ

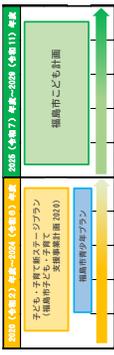
本計画は、「福島市総合計画」の子ども・若者・子育て施策分野の個別計画であるとともに、関連する他の計画と整合性を図りながら、子ども・若者・子育て支援施策を総合的に推進するための計画であるほか、以下の計画を包含して策定する。

- 市町村子ども計画（子ども基本法第10条第2項）
- ・市町村行動計画（次世代育成支援対策推進法第9条第1項）
- ・子ども・子育て支援計画（子ども・子育て支援法）
- ・市町村における子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画（このもとの貧困の解消に向けた対策に関する法律第10条第2項）
- ・市町村子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条第2項）
- ・福島市子どものえがおお条例に基づく「推進計画」



1-3 計画の期間

令和7年度から令和11年度（5年間）



1-4 計画の対象

子ども（0歳～概ね18歳まで）と子育て家庭（妊婦・出産期を含む。）及び若者（概ね13歳から概ね30歳未満、取組によっては40歳未満）を主たる対象とします。

1-5 計画の策定体制

- ①アンケート調査の実施
  - ②若者ワークショップの実施 ～「福島っ子ベース」～
  - ③福島市社会福祉審議会児童福祉専門分科会による審議
  - ④パブリックコメントによる意見公募
- （予定）令和16年12月20日～令和17年1月20日



第2章 子どもと子育てで家庭、若者を取り巻く状況

2-1 統計からみる福島市の状況

- ・人口・世帯の状況（本市の総人口や出生数・女性の就業率・外国人人口の推移 など）
- ・子どもを取り巻く状況（こどもの人口推移・保育施設等の利用状況・児童虐待対応件数 など）

2-2 アンケート調査からみる福島市の現状

- ・子ども・子育て支援事業に関する二二二調査（就学前児童の保護者・小学生の保護者）
- ・こどもの生活に関する実態調査（小学5年生とその保護者、中学2年生とその保護者）
- ・高校生・若者の意識調査（30歳未満）

2-3 福島市の主要課題

課題1 こどものいのちと権利を守り、最善の利益の確保

いじめ、不登校、ヤングケアラー、児童虐待、貧困などといったこどもを取り巻く事案が深刻化、複雑化してきており、相談・支援体制の強化など、こどもの最善の利益を確保する取組を進める必要があります。併せて、こどもが権利の主体であることについて、こども自身を含め社会全体が理解し、こどもの声を聴き、こどもにやさしいまちづくりを推進していくことが必要です。

課題2 こどもが安全安心な環境の中で、様々な遊びや学び、体験ができる機会・居場所の充実

地域の繋がりの希薄化、少子化の進展などにより、こども・若者が安心して過ごせる居場所を持つことが難しくなっています。家庭を基盤としつつ、地域や学校など様々な場所において、安全安心な環境の中で多様な人と関わり、遊びや学び、体験ができる機会と居場所の充実が必要でです。

課題3 こどもの健やかな成長を促す学びの環境整備

不登校・いじめ・ひきこもりなど、こどもを取り巻く課題が顕在化してきています。将来を担うこどもたちが、夢と希望を持ち健やかに成長できるように幼児教育・保育施設、学校・家庭・地域社会が連携を深め、こどもたちの「生きる力」を培い、未来を切り拓く力を育む教育を進める必要があります。また、幼児教育・保育施設、学校の老朽化が進んでおり、最適な保育・教育環境の整備が必要です。

課題4 若者の生活基盤の安定をはかり、就労・結婚・出産・子育ての希望を叶える

若い世代の多くが、仕事や金銭面での悩みを抱え、将来の見通しが持てないことは、未婚化や晩婚化、少子化の要因ともなっており、生活基盤の安定を図るとともに、就労・結婚の希望を叶えるための支援が必要です。

課題5 ライフステージを通じた、安心して出産・子育てのできる環境づくり

結婚・出産に対する価値観の多様化、経済的負担、子育て環境、雇用の不安などを背景として、出産や子育てに対する負担感が増大しています。子育て世帯の経済的負担の軽減、仕事と子育ての両立支援など、安心して出産し、楽しくやりがいを持って子育てのできる環境づくりを進めていく必要があります。

課題6 多様化する保育ニーズへの対応

少子化が進行するなかでも、保護者の就業割合は増加しており、保育ニーズは依然として高い状況と なっています。待機児童対策、潜在的待機児童の縮減に引き続き努めていく必要があります。併せて、延長保育や休日保育、病児・病後児保育や一時預かり事業など、多様な保育サービスと質の向上が求められています。

課題7 困難を抱えるこどもやその家庭への支援

貧困、虐待、ヤングケアラー、障がい、外国にルーツがあるこども、育児不安や育児ストレスを抱える家庭など、様々な困難を抱えるこどもとその家庭への支援が必要です。とりわけ、社会問題となっている児童虐待は、早期発見・早期対応に加え、発生を未然に防止することが重要となります。

第3章 計画の基本的な考え方

第4章 施策の展開

3-1 基本理念

子ども・若者のえがおあふれる ふくしま ～ 子どもファーストのまちづくり ～

子ども・若者は、将来の主人公であり、地域の宝です。そして、無限の可能性を秘めています。子ども・若者が自分らしく成長するには、保護者による愛情のこもった養育に加えて、地域社会からの支援により整えられた適切な環境が必要です。全ての子ども・若者が、自立した個人として、ひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができ、すなわち、「子どもファーストのまちづくり」を目指して、子どもの育ち・若者の自立を支援し、子ども・若者のえがおあふれる「ふくしま」をつくりたいです。

3-2 基本目標 3-4 施策体系

I 子どもの育ち・若者の自立を支えるまち

- 1 子ども・若者の権利の理解促進
- 2 子ども・若者の意見表明・参画の促進
- 3 保育・教育環境の充実と質の向上
- 4 子ども・若者の居場所づくり
- 5 多様な体験・ふれあいの機会づくり
- 6 子ども・若者の健全育成の推進
- 7 若者の自立支援の充実

II 安心して子育てできるまち

- 1 妊娠・出産・子育てへの支援
- 2 多様な保育サービスの充実
- 3 子育て家庭等への経済的支援
- 4 仕事と家庭との両立支援

III 困難を抱える子ども・若者を支えるまち

- 1 児童虐待防止対策の充実
- 2 ヤングケアラー支援
- 3 不登校・ひきこもり支援
- 4 ひとり親家庭への支援の充実
- 5 子どもの貧困対策の推進
- 6 障がいや発達の違いなどに対する支援の充実
- 7 その他困難に直面する子どもへの支援

IV 地域全体で子育てを支えるまち

- 1 安全・安心な子育て環境整備
- 2 子ども・子育てに優しいまちづくり
- 3 子育て支援のネットワークづくり

3-3 計画を推進するための視点

- ① 子ども・若者が、安心して生きていくことができ、かつ、一人の人間として尊重されること
- ② 子ども・若者が、健やかに育つために子ども・若者の幸せが追求され、自己肯定感が育まれる環境が整えられること
- ③ 子ども・若者が、必要な支援を受け、社会で生活する能力を身に付けること
- ④ 子ども・若者が、一人ひとりの個性及び可能性を伸ばすことができる環境が整えられること
- ⑤ 市、保護者、育ち字が施設、地域住民等及び事業者がそれぞれの役割を果たすとともに、互いに連携協力して継続的に実行されること

基本目標1 子どもへの育ち・若者の自立を支えるまち

- 子ども・若者の人格や個性を尊重し、権利を保障するため、子どもの権利の理解促進を図るほか、子どもの主体性を大切にしながら、意見表明や社会参加等の促進を図られるよう、必要な施策を推進します。
- 子ども・若者が主体的に学び「生きる力」を育みながら成長し、夢や希望を持って自立できるように、保育・教育環境の充実や質の向上に努めるほか、多様な体験やふれあいの機会づくりのため、遊び場・居場所づくりに努めます。
- 子ども・若者が多様な価値観に出会い、相互に人格と個性を尊重しながら、自己実現ができるよう、健全育成や自立支援を推進します。

- ・ 子どものえがお条例の普及啓発
  - ・ 子ども・若者の意見表明の機会の創出
  - ・ 特色ある幼児教育・保育推進事業
  - ・ 福島型個性をのびやす教育推進事業
  - ・ 小くまこもベース（子どもの基地）構想の推進
  - ・ こむこむ館再整備事業
  - ・ プレコンセプションケア事業
  - ・ 結婚等への意識の啓発（出会い創出）
- など

基本目標2 安心して子育てできるまち

- 誰もが安心して子どもを産み、育てることができるよう、子どもや子育て当事者が抱える不安や悩みを気軽に相談できる体制を拡充するとともに、保育・教育の充実を図るほか、様々な分野の関係機関との連携を強化し、妊娠・出産・子育てへの支援を切れ目なく行うことができるよう、必要な支援を推進します。
- 希望する人が、希望するタイミングで、結婚・妊娠・出産・子育てができるよう、生活基礎の安定、仕事と家庭の両立、孤立感・負担感を軽減し、健康で、自己肯定感とゆとりをもって、子育てができる環境を整備します。

- ・ 相談体制（子ども家庭センター・えがお）
  - ・ 産前・産後サポート
  - ・ 乳児通園支援事業（子ども誰でも通園制度）
  - ・ インクルーシブ教育・保育の推進
  - ・ 保育人材確保
  - ・ 多世代の利用料助成
- など

基本目標3 困難を抱える子ども・若者を支えるまち

- 虐待やいじめ等の権利の侵害から子どもを守るとともに、ひとり親家庭や貧困の状況にある家庭、ヤングケアラー等、困難に直面する子ども・若者、子育て当事者が幸せに暮らしていくことができるよう支援します。
- 障がいや発達の遅れ、その他の事情等により、支援や配慮を必要とすることも、若者が必要な支援が受けられるよう施策を推進します。

- ・ ヤングケアラーの早期発見と早期支援
  - ・ 不登校対策支援パッケージ事業
  - ・ ユースプレイブス自立支援事業
  - ・ 母子生活支援施設への入所支援
  - ・ 障がいのある児童の受入体制の整備（保活施設等）
  - ・ 子ども・若者の自殺対策
  - ・ 外国にルーツのある子どもへの支援
  - ・ 複雑・複合的な課題を抱えた世帯への支援
- など

基本目標4 地域全体で子育てを支えるまち

- 地域の中で、子どもや子育て当事者が安全で安心して暮らすことができるよう、子どもの見守り等をはじめとするとする生活環境の整備を図ります。
- 地域全体で子どもや子育て当事者を支える機運の醸成、子育て支援のネットワークづくりを推進します。

- ・ 福島市子どものえがお条例の趣旨に基づくアクションプランの実施
  - ・ 子育て・イベント情報発信の強化
  - ・ 子育て支援ボランティア等への支援
  - ・ 子ども110番ひなんの家の周知と充実
- など

第5章 需要量の見込みとサービス提供量の確保

5-1 需要量の見込みとサービス提供計画

子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業について、令和7年度から令和11年度の計画期間中における需要量の見込みと需要量の見込みに対応するサービス提供体制の確保方策を定める。

5-2 人口推計結果

○推計方法

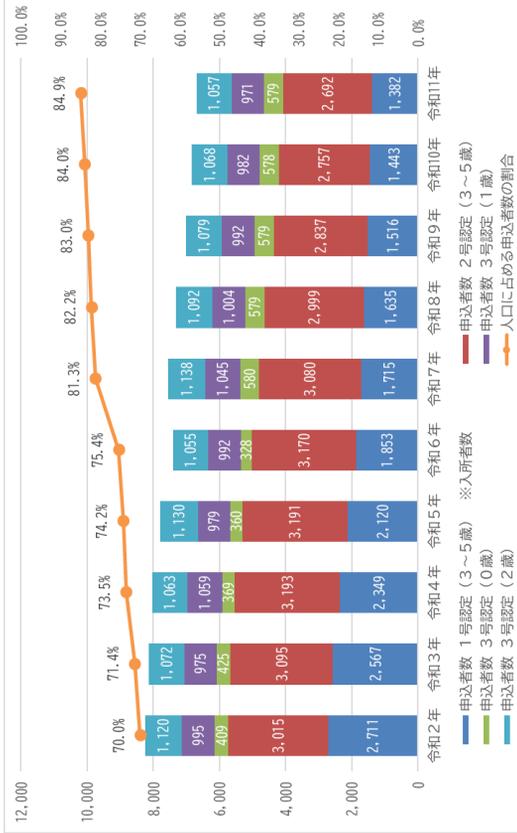
- ・コーホートセンサス変換率法（直近3年）
- ※自然増減要因と社会増減要因を区分せずに、過去における実績の動向から「変換率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法
- ※0歳の人口推計は、女性子ども比（直近1年：2.89%）  
（「当該年の0歳児数」÷「15歳～49歳の女性の数」）を出生率とする。

5-3 教育・保育提供区域

市民の生活の動線や施設の整備状況等を勘案し、4区域とする。

5-4 ①幼児教育・保育事業

認定区分	需要量の見込み・確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み		7,558	7,309	7,003	6,828	6,681
②確保方策		9,378	9,453	9,453	9,453	9,453
②-①		1,820	2,144	2,450	2,625	2,772



○推計結果

年齢	実績						推計人口					
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年		
0歳	1,684	1,715	1,561	1,509	1,387	1,349	1,319	1,289	1,259	1,235		
1～2歳	3,878	3,607	3,485	3,332	3,075	2,899	2,749	2,681	2,620	2,560		
3～5歳	6,221	6,073	5,886	5,643	5,349	5,054	4,819	4,466	4,253	4,071		
6～11歳	12,949	12,882	12,824	12,717	12,602	12,479	12,002	11,567	11,029	10,518		
合計	24,732	24,277	23,756	23,201	22,413	21,781	20,889	20,003	19,161	18,384		
対前年比		▲455	▲521	▲555	▲788	▲632	▲892	▲886	▲842	▲777		

5-4 ②地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援事業
- ②延長保育事業
- ③放課後児童健全育成事業
- ④子育て短期支援事業
- ⑤乳児家庭全戸訪問事業
- ⑥貧困支援訪問事業
- ⑦地域子育て支援拠点事業
- ⑧一時預かり事業
- ⑨病児・病後児保育事業
- ⑩ファミリーサポート・センター事業
- ⑪妊婦健康診査
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

- ⑬(新)子育て世帯訪問支援事業
- ⑭(新)児童育成支援拠点事業
- ⑮(新)親子関係形成支援事業
- ⑯(新)乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- ⑰(新)産後ケア事業

【児童福祉法の改正により新たに位置づけられた事業】

③放課後児童健全育成事業

提供区域	需要量の見込み・確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全体	①需要量の見込み	4,003	4,021	4,040	4,010	3,974
	②確保方策	4,090	4,210	4,210	4,210	4,210
	②-①	87	189	170	200	236

第6章 計画の推進

6-1 計画の推進

・計画の広報 ・関係機関との連携と協働 ・こども・若者の意見を施策に反映

6-2 計画の点検・公表 ・社会福祉審議会児童福祉専門分科会

認定区分	対象となる子ども
1号認定	3歳から小学校就学前であって教育を希望するこども
2号認定	3歳から小学校就学前であって保育の必要性があるこども
3号認定	満3歳未満であって保育の必要性があるこども